

ー 男女共同参画に関する苦情処理の概要 ー

男女共同参画の推進に関する市の施策の苦情や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策の苦情について対応します。

皆さんから申出を適正かつ迅速に処理するために、市長から委嘱された3人の苦情処理委員が、必要な調査を行います。

その結果、必要があると認めるときは、市の機関に対して助言、指導、勧告等を行います。

なお、申出の内容については、個人情報の保護に十分配慮します。

◆苦情申出書の記載事項

・申出をする者の氏名及び住所並びに電話番号、申出の趣旨、他の機関への相談等の状況、申出年月日を記入してください。

◆申出方法

- ・原則、書面とします。郵送又はファックスでも差し支えありません。
- ・受付FAX 076-283-3643
- ・送付先 〒929-1123
かほく市森レ82番地30
かほく市教育委員会生涯学習課内 生涯学習係
かほく市男女共同参画苦情処理委員 あて

◆申出書は、ホームページからダウンロードできます。